

【社会福祉施設における】苦情解決事業について

市では、平成14年6月から市が運営する社会福祉施設の福祉サービスに関する苦情などに対し、迅速に対応していくことで、福祉サービスの質を高め、利用者のサービスに対する満足度やサービスを提供する市の信頼度の確保・向上を図っています。

各施設に担当者、責任者を置くとともに、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために第三者委員（医師・大学教授・民生委員等）で構成する所沢市立社会福祉施設運営調整委員会（以下「運営調整委員会」という）を設置し、施設の利用者がいつでも運営調整委員会を活用できる体制を整えています。

対象となる市の施設（別表参照）において提供される福祉サービスの苦情については、まず直接、利用者と施設で話し合いをしていただくことが基本です。

利用者が運営調整委員会による解決を希望する場合は、苦情申し立ての時点で運営調整委員会へ申し立てることの有無を施設が確認し、施設から事務局（福祉総務課）を通じて運営調整委員会が対応していきます。

また、運営調整委員会による助言などでも利用者が納得できない場合は、県の苦情解決のための埼玉県運営適正化委員会へ申し立てることもできます。

今回は、苦情解決事業の対象となる施設で対応した、平成14年度苦情等対応状況を皆さんにお知らせします。

問い合わせ 福祉総務課（☎998-9113・FAX998-9035）

平成14年度 苦情等解決年間処理報告書

①苦情受付件数

苦情の内容	申出者	利用者本人	家族	その他	合計件数
事故に関すること		0	2	0	2
手続き等に関すること		1	1	0	2
職員の態度に関すること		3	6	0	9
その他		6	2	1	9
合 計		10	11	1	22

②苦情等対応状況

苦情の内容	対応機関	施設内	調整委員会	合計件数
事故に関すること		2	0	2
手続き等に関すること		2	0	2
職員の態度に関すること		9	0	9
その他		9	0	9
合 計		22	0	22

①②の他の内容は、設備修繕・公道に出ている樹木の伐採・施設の危機管理体制・施設修繕・他の利用者に対する苦情についてです。

問い合わせ	リサイクルふれあい館	（☎994-5374・FAX994-1111）	一般講座	（☎994-5374・FAX994-1111）
●診療と治療（修理）は無料ですが、診療料に治らなければ入院（預かり）となります。そのため、各児童館へ電話申し込みをすることがあります。	●危険を伴うおもちゃ（ビストル・弓等）の受け付けはできません。修理はボランティアの方にお願いしているため、治したことによって生じた事故などについては責任を負えません。	●診療料に治らなければ入院（預かり）となります。そのため、各児童館へ電話申し込みをすることがあります。	●危険を伴うおもちゃ（ビストル・弓等）の受け付けはできません。修理はボランティアの方にお願いしているため、治したことによって生じた事故などについては責任を負えません。	●診療料に治らなければ入院（預かり）となります。そのため、各児童館へ電話申し込みをすることがあります。
●診療料に治らなければ入院（預かり）となります。そのため、各児童館へ電話申し込みをすることがあります。	●危険を伴うおもちゃ（ビストル・弓等）の受け付けはできません。修理はボランティアの方にお願いしているため、治したことによって生じた事故などについては責任を負えません。	●診療料に治らなければ入院（預かり）となります。そのため、各児童館へ電話申し込みをすることがあります。	●危険を伴うおもちゃ（ビストル・弓等）の受け付けはできません。修理はボランティアの方にお願いしているため、治したことによって生じた事故などについては責任を負えません。	●診療料に治らなければ入院（預かり）となります。そのため、各児童館へ電話申し込みをすることがあります。
●診療料に治らなければ入院（預かり）となります。そのため、各児童館へ電話申し込みをすることがあります。	●危険を伴うおもちゃ（ビストル・弓等）の受け付けはできません。修理はボランティアの方にお願いしているため、治したことによって生じた事故などについては責任を負えません。	●診療料に治らなければ入院（預かり）となります。そのため、各児童館へ電話申し込みをすることがあります。	●危険を伴うおもちゃ（ビストル・弓等）の受け付けはできません。修理はボランティアの方にお願いしているため、治したことによって生じた事故などについては責任を負えません。	●診療料に治らなければ入院（預かり）となります。そのため、各児童館へ電話申し込みをすることがあります。
●診療料に治らなければ入院（預かり）となります。そのため、各児童館へ電話申し込みをすることがあります。	●危険を伴うおもちゃ（ビストル・弓等）の受け付けはできません。修理はボランティアの方にお願いしているため、治したことによって生じた事故などについては責任を負えません。	●診療料に治らなければ入院（預かり）となります。そのため、各児童館へ電話申し込みをすることがあります。	●危険を伴うおもちゃ（ビストル・弓等）の受け付けはできません。修理はボランティアの方にお願いしているため、治したことによって生じた事故などについては責任を負えません。	●診療料に治らなければ入院（預かり）となります。そのため、各児童館へ電話申し込みをすることがあります。

8 ④⑤の他の内容は、設備修繕・公道に出ている樹木の伐採・施設の危機管理体制・施設修繕・他の利用者に対する苦情についてです。

③対象施設別件数

区分	件数
老人福祉センター・老人憩の家	13
その他の高齢者施設	0
保育園	9
その他の乳幼児施設	0
市長への説明	0
合 計	22

④対応・処理区分別件数

区分	件数
施設内処理	22
調整委員会対応・処理	0
継続	1
事情調査	0
内訳	0
合 計	22

⑤処理結果件数

区分	件数
終結	21
継続	1
合 計	22

別表：対象となる市の施設

対象施設	施設数
老人福祉法に規定する養護老人ホーム	1か所
軽費老人ホーム	1か所
老人福祉センター・老人憩の家	10か所
児童福祉法に規定する知的障害児通園施設	1か所
保育園	20か所
児童館	11か所

リサイクルふれあい館・エコロ・リサイクル体験講座

小学生体験講座

～今年の夏休みは、エコロで過ごす～

一般講座

～今年の夏休みは、エコロで過ごす～

ふれあいタウン事業

出発式を行いました

実施しました

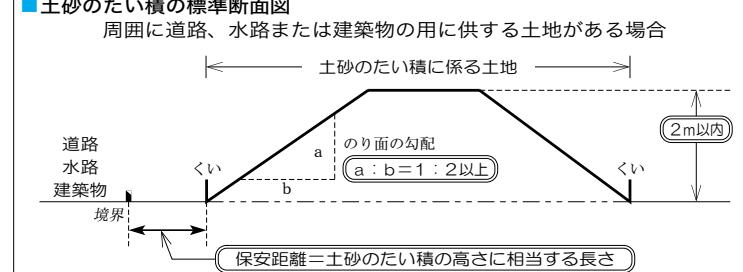
市政通信

ふれあいタウン事業

出発式を行いました

市政通信

■土砂のたい積の標準断面図



●条例の主な内容
この条例は、土砂の埋め立て、盛行し、大規模ない積行為（土地区域面積が3,000m²以上）、や建設工事などで一定以上の土砂を排出する行為（排出土砂の量が50,000m³以上）を規制しています。

●区域面積が500m²以上3,000m²未満）を対象に、廃棄物の混入の防止や土壌としての安全性の確保などを図る観点から、県条例と相まって無秩序な土砂のたい積を防止する新たな条例として、制定したもので

す。

●許可申請の提出

許可申請者は、その計画概要を周

辺住民に周知するよう努めるとともに、許可取得後においては提出書類の公開や標識の掲示が義務付けられています。

●定期報告の義務

●罰則の適用

無許可でいたい積行為を行った方に對して、2年以下の懲役または10万円以下の罰金を科す等、厳しい罰則が設けられています。

●訓練の想定

無許可でいたい積行為を行った方に對して、2年以下の懲役または10万円以下の罰金を科す等、厳しい罰則が設けられています。

●訓練の想定

この訓練には、新所沢東地区の皆さんにご参加いただきます。

●各地区自主防災活動訓練

とき 8月24日(日)／午前8時～正午 (地区によつて訓練時間は異なります)

●地区別実施場所

●所沢地区…明峰小学校▶松井地区…安松小学校▶富岡地区…富岡中学校▶小手指地区…上新井小学校▶山口地区…上山口中学校▶吾妻地区…荒幡小学校▶柳瀬地区…柳瀬小学校▶三ヶ島地区…宮前小学校▶新所沢地区…北小学校▶並木地区…中新井小学校

●初期消火訓練、応急手当訓練、炊き出し訓練等

●当日、午前8時～9時の間の約10分間、被害状況偵察訓練・避難誘導等の広報訓練のため、埼玉県防災航空隊のヘリコプターが市内上空を飛行します。

●また、各会場に設置されている固定系防災行政無線(放送塔)により訓練のための放送を行います。近隣の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力ををお願いします。

皆さんの善意

愛の福祉基金

所沢明るい社会づくりの会所沢東地区様（2万円）

白川恵美様（5万円）

木野敬子様（4,900円）

イクラ飛行船様（5万円）

大場由子様（10万円）

松葉子様（8,800円）

ボランティアクラブ（5万円）

勇様（3万円）

鈴木昭夫様（100万円）

荻野長生会員会様（2,680円）